

(仮称) 大磯町こどもをいじめから守る条例（素案）についてのご意見及び町の考え方について

※ ご意見については、原文のまま掲載しています。

番号	条項等	ご意見
1	全体	<p>具体性を持った指針がほしいと思います。たとえばことが起こった場合には2人以上の大人が指導に入ること、その指導に入る大人の基準など。</p> <p>加害者側への指導が必要なのはもちろんですが、被害者側やその家庭での対応が度を超える場合もあります。被害者側の権利はもちろんですが、被害者側にも「してはいけないこと」の指導が同様に必要と考えます。もちろん双方の心のケアも必要です。</p>
町の考え方		
<p>本町では、平成27年3月に「大磯町いじめ防止基本方針（以下「基本方針」といいます。）」を策定しています。その基本方針の中で、町、教育委員会及び学校が実施する基本的施策・措置や重大事態への対処などの具体的な事項を定めています。今回の条例の制定を踏まえ、基本方針についても必要に応じて見直しを行う予定です。</p> <p>また、被害者等への指導についても、そうした基本方針の見直しの中で検討したいと考えています。まずは、こどもたちを含めた全ての町民の皆さんに条例をしっかりと周知することで、いじめの未然防止や早期発見につなげたいと考えています。</p>		
番号	条項等	ご意見
2	全体	<p>現実問題、登校できない状況が発生するのはある程度仕方ない面もあると思います。被害者側が身を守るために登校拒否せざるを得ない場面はありますし、加害者側も、別室登校を進める指導により結果的に登校しなくなった子どももいると聞いています。そうである以上はそれに至るまでのフローチャートと、いざそうなった場合の学習や他のことに関してのケアができる体制にも言及してほしいと思います。</p>
町の考え方		
<p>本町では、町立小中学校及び教育研究所に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめや不登校などでお悩みの児童生徒やその保護者からの相談を受け付けており、それぞれの相談内容に即して適切に対応する相談体制は整っていると考えています。</p> <p>しかし、条例の制定を踏まえ、さらに実効性のある相談体制の構築へ向けた必要な見直しを行う考えです。こうした中でご指摘の事項も検討します。</p>		
番号	条項等	ご意見
3	全体	第三者の客觀性というのには必要ですが、子どもたちを含め色々な立場の方が等

		<p>しく意見を出せる形もそれはそれで必要だと思っています。匿名性の問題は懸念されるでしょうが、もちろんプライバシーには配慮しつつ「みんなで考える」ことは、町全体のリテラシーを上げるためにも必要と考えます。</p>
町の考え方		
<p>本条例を制定する過程に関するご意見であると理解しますが、今回の条例の制定にあたっては、パブリックコメントを実施したほか、町民説明会を町内2会場で開催し、町民の皆さまから多くのご意見をいただきました。そして、条例に反映できるご意見はできる限り反映しました。</p> <p>また、この条例を制定し施行する際には、多くの町民の皆さまにこの条例を知っていただき、大磯町全体でいじめの防止等に取り組む意識の醸成に向けて周知することで、町全体のリテラシーの向上につなげたいと考えています。</p>		
番号	条項等	ご意見
4	全体	<p>全体を通していつでもだれにも起こりえることで、加害者にも被害者になりえるという指摘は正しいし重要だと考えます。だからこそ「いじめ」は特定の「悪者による行為ではなくて、現象としてとらえるべきであり、前述で「行為」という一語を問題とした理由もここにあります。</p> <p>わたしは学校現場で教員をしている経験から、「いじめ」を現象として捉えるか否かが決定的であると考えています。というのも、「いじめ」事案が起った時に、ある特定の児童・生徒の性質や、行為のみを問題にしようとする姿勢からは本質的解決には一歩も進まないからです。「いじめ」はその当事者間の関係のみならず、周辺の人間関係、教室、学校、家庭における文化や習慣、現在であればネットやSNSなど様々な環境が要因になっていることを予想し、丁寧に話を聞き、なによりも教室や学校内でなにが起きているのかを把握して、当該の児童・生徒と対話をしていく以外にないからです。そうせずに、もし、「加害者」のみを抑え込んで排除したとすれば、いったん解決したように見えてもまた別の形での「いじめ」やその他の問題があらわれてきます。結局は子どもの人権の尊重も学習権も教育権も侵害される方向にしかむかいません。それではこの条例の趣旨とも逆行することになります。</p> <p>「いじめ」については国立教育政策研究所が、ある1つの市のすべての小学校（13校）と中学校（6校）に在籍する小学校4年生から中学校3年生までの全児童生徒（一学年あたり800、約4800人）に行った大規模な調査があります。『いじめ追跡調査2004 2006いじめQ&A』（2009年）と『いじめ追跡調査2007 2009いじめQ&A』（2010年）です。</p> <p>その調査では全体の8割を超える子どもが過去3年間で何らかの「被害体験」をもち、同じく全体の8割以上の子どもが「加害体験」をもつという結果だったといいます。つまり加害者や被害者は区別することができないということです。</p>

また、「どのような状況がうまれたときに子どもが加害行為に向かうのか」と加害行為との要因も探られています。その中では、学校でのストレッサーとして「競争的価値観」（これでは実態を反映した表現ではなく、むしろ「足の引っ張り合い」とか「生き残り的環境」とでも呼んだ方がいいでしょう。競争が即、「生き残り的環境」に繋がるわけではないですが、いじめ加害において大きな要素として浮かび上がったといいます。この調査の結果は日頃学校現場で起こる事例とも矛盾しません。つまり「いじめ」とはある特定の児童による、ある特定の児童への加害行為としてのみ定義されるべきではなく、「いじめ環境」とでも言うべき社会的病理現象として定義されるべきなのです。

ところが同条例案では「いじめ」を「子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含みます。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの」としてただ個人的行為としてのみ定義しており、それ以降の条文もこの定義を前提にして書かれています。そのため、「いじめ」という現象をとらえる視野も、加害側と被害側の当該児童の関係と、その内面にのみに限られ、その背景や環境的、構造的原因（たとえば競争的環境による競争的価値観の脅迫）は隠されたままとなり環境改善へと進む道が閉ざされてしまいます。そうなれば必然的に、厳罰化と監視強化、あるいは隔離や排除といった対処療法的対応のみが先行し事態をいつそう複雑化することになります。

ましてや「法」を背景とする対応では、学校などの関係機関に対して自治体行政が介入する形にならざるを得ず、人事や予算権を握る行政と学校現場との関係からは、学校の組織的対応も児童・生徒の為にするよりも、行政・教育委員会の為にする傾向が避けることができず、より一層深刻な環境を作り出すことになります。これでは「子どもをいじめから守る」のとは逆に「いじめ環境」と追い詰めることになってしまいます。

以上のような「いじめ」の狭い定義が「基本理念」の前提とされているために、「いじめ」への対策も必然的に子どもの規範意識の涵養を保護者や学校に強いしなくなります。これでは「加害」子ども（ないしその家庭）個人の自己責任に帰することになり、つまり社会環境的要因を個人の自己責任に転嫁し罰するか排除する方針しか出てきません。悪くすると、いじめ事案を事実に基づいて判断検討しようとする前に、ヒステリックに「加害児童を作り出し排除することで収集を謀ろうとする動きにつながる危険すらあります。つまり行政や学校が組織的に特定の子どもとその家族を「いじめる」ということです。そこまで至らなくとも、部分社会の中のストレス（それはとくに学校にからんで集中的にあらわれる）はより隠蔽され、陰湿化することはさけられません。このように厳罰化や行政の何らかの介入によって学校現場でもたらされる結果は、この条例案前文にある意

	<p>図とは反して「いじめ環境」をよりいっそう複雑化し、深刻化しかねません。</p> <p>たしかに、本条例案の上位法である『いじめ対策推進法』には「児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ」とあるように、「いじめ」を子どもの心の問題にのみ限定する限界が読み取れます。しかし本条例をこの限界にとらわれない、より本質的な文面にしたとしても上位法と矛盾することにはなりません。</p> <p>昨今の競争的環境の低年齢化は進み続け「落ちこぼれないためには…」、「勝ち組になるためには…」と学校も教師も保護者も脅されています。そのストレスは「将来、安全で安心な生活をおくるため」などと言われながら子どもたちにむかっています。しかもそれは、社会的不安要因に裏付けられもしています。</p> <p>貧困の増大（厚生労働省の2023年分の調査では年収300万円以下の世帯が36%以上にもなっている）非正規雇用労働者の増大（40%以上が非正規雇用）、社会保障の削減・撤廃と税負担の増大などです。</p> <p>このような社会環境に加えて、現在の子どもたちは観点別評価に代表されるようあらゆるモノサシで測られ序列入りをつけています。それは「大切にされていない」「自分なんかどうでもよい」といった不全感、自尊感情の低さを内面に作り出しありやすくし、それが昨今の「いじめ環境」の正体ではないでしょうか。もちろん、この社会的「いじめ環境」を短期間に、学校教育とその関係機関で解消できるはずはありません。しかし、だからといって「いじめ行為」として現象した部分だけを切り取って、その責任を子どもとその家族の自己責任にのみ転嫁すべきではなく、可能な限り子どもたちを「いじめ環境」から守るべきなのです。</p> <p>では、現実のいじめ対策はなにができるのかといえば特別なことはなにもありません。現在社会の「いじめ環境」を念頭におきつつ、まずは当事者の話を信頼関係を持った友人、保護者、教師が聞き、本質的原因がなにかを理解するためにともに議論することです。当事者とは、被害者、加害者だけでもない、傍観していた子どもたち、まったく関係ないようにみえる周辺の人たちにも話を聞き議論をする以外に「いじめ環境」に対抗することなどできはしません。それにはなによりも教師や保護者の多くの時間と労力がかかるはずです。ですから行政のすべきことは、学校現場での当事者の力を信じて行政的支援をすること、なによりも教育・学習環境を整えることだけだと強調したいです。</p>
町の考え方	
	<p>いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に規定する定義と整合を図ることが妥当であると考え、条例草案から変更しません。</p> <p>ただし、いじめの要因として、競争的価値観が影響しているというご意見を踏まえ、条例第6条の学校及び学校の教職員等の責務に、「いじめ防止等に関し必要な措置を講ずる際は、いじめの背景にある外的要因等を考慮し対処します」とい</p>

		<p>う項を追加します。</p> <p>なお、いただいたご意見については、今後のいじめ対策の参考にさせていただきます。</p>
番号	条項等	ご意見
5	全体	<p>「いじめ防止対策推進法」成立から、10年以上経過したときに、このような条例の制定が必要なのか。</p> <p>この十年間の取り組みの中から、うまく機能しなかった部分を見つけ改革・改善せずに新しく組織を立ち上げても結果は同じと思う。</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>全国のいじめ認知件数が、令和5年度には約73万件と過去最多となり、本町においても約600件と、多くの事案を認知しています。積極的な認知によりいじめの顕在化が進む一方で、見えないところでいじめが発生しているケースが存在している可能性は否定できません。このような事案を見逃すことなく、未然の防止や早期解決に導くためには、これまでの取組みを踏まえた新たな相談体制の構築や、大磯町全体で子どもをいじめから守る意識の醸成が必要と考え、今回の条例素案の提案に至っています。</p>
番号	条項等	ご意見
6	全体	<p>視点を変えて考えられないのか</p> <p>「子どもの権利」という言葉がある。「子どもの権利条約」が挙げている4つの権利の実現をめざす方向で考え、子どもを権利の主体として扱う視点</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>令和5年4月に施行された「こども基本法」や、同年12月に策定された「こども大綱」に基づき、本町においては令和7年度を初年度とする「大磯町こども計画」の策定を進めています。</p> <p>今後も「こどもまんなか社会」に向けた施策を展開していく必要があると認識しており、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という「子どもの権利」については、「こども権利条例」の策定の検討も含め、様々な取組みを進めていく必要があると考えています。</p>
番号	条項等	ご意見
7	全体	<p>視点を変えて考えられないのか</p> <p>「学校のいじめ」は原因 発見の難しさ 連続性など様々な要素が複雑に関係しあっている。いじめの構造を研究し対応することができないのか。例えば、「オープンダイアログ」教育内容・目標の検討など</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>ご意見のとおり、いじめには、様々な要因が複雑に関係していることが多く、ひとつの方法で解決することが難しいものであると思います。そのため、多くの</p>

		事案に接することで事案ごとの様々な対処法を検討するなど、日々の研究は非常に大切であると考えていますので、町教育委員会とも連携し取り組んでまいります。
番号	条項等	ご意見
8	全体	<p>「大人社会のいじめ」「学校職員間のいじめ」など、子どもの生活に直接目に見える「いじめ」があるがそれは放置していいのか。いじめは「子ども社会」「学校」特有のものでないはず。</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>「大人社会のいじめ」や「学校職員間のいじめ」などを放置して良いものではありません。今回の条例を制定し広報・啓発することにより、こどもだけではなく周りの大人たちにも「いじめは許されるものではない」という意識の醸成につながるものと考えています。</p>
番号	条項等	ご意見
9	全体	<p>条例案制定の過程には、</p> <p>A：被害者とその保護者の視点</p> <p>B：教育現場の視点</p> <p>C：A、Bに片寄ることなく被害児童・加害児童の「子ども」の立場を守る視点等の多角的な視点が必要です。</p> <p>条例内容の検討は政策課が性急に進めるものではなく、ABCそれぞれの視点を加えた議論が必要ではないでしょうか。</p> <p>条例制定の起点から、町で起きている現実をよく踏まえて検討し積み上げていくのが道理だと思います。</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>今回お示ししています条例素案は、他の地方公共団体の先進事例を参考に、ご指摘のABCの視点も含め、本町に合った条例となるよう町政策課において検討を進め策定したものです。</p> <p>町職員が策定したものであり考慮しきれない点もあると考え、町民説明会やパブリックコメントを実施し様々なご意見をいただくことで、それらを補うこととしました。</p> <p>従いまして、町政策課が性急に進めたものではありません。</p>
番号	条項等	ご意見
10	全体	文部科学省いじめ防止対策推進法第26条(出席停止制度の適切な運用等)および文部科学省学校教育法第35条では、加害児童生徒への懲戒行為が定められています。いじめ防止基本方針から条例化へ一步踏み込むことを鑑み、学校の秩序の維持と他児童生徒の教育を受ける権利を保障するための措置として、この具体的な内容を町条例に明記すべきと考えます。

		<p>被害児童生徒を別室・別校に移すことは一見やさしい配慮に見えますが、実に酷な排除にもなり得ます。</p>
町の考え方		
<p>今回制定を予定している条例は、基本理念に規定するとおり、大磯町全体で一丸となっていじめの防止等に取り組み、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することに主眼を置き制定をめざしているものです。</p> <p>ご意見にある「いじめに対する措置」は、大磯町いじめ防止基本方針（平成27年3月策定）に掲げていますが、この基本方針による対応についても必要に応じて見直してまいります。</p>		
番号	条項等	ご意見
11	全体	<p>現在、条例制定のきっかけとなつたいじめ重大事態案件が町民には経緯と結果が不透明な中、先じて町民に条例案へのパブリックコメントを求めていること、また、規律遵守を求める条例内容に違和感を覚えます。「反省」の矛先が、今回問題となっているいじめ重大事態案件へ支援・指導・助言をする立場の者の姿勢や肝心の加害者ではなく、町民に向かられているような気がします。</p>
町の考え方		
<p>今回制定を予定している条例は、基本理念に規定するとおり、大磯町全体で一丸となっていじめの防止等に取り組み、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することに主眼を置き制定をめざしているものです。大磯町立小学校のいじめ重大事態の反省の対象を、町民に向けるために条例を制定するものではありません。</p> <p>なお、大磯町立小学校のいじめ重大事態については、調査報告書の作成と公表がなされていない状況にありますが、これは教育委員会と調査委員会が、被害児童保護者のご要望に丁寧にお応えしながら調査を進めているためです。</p>		
番号	条項等	ご意見
12	全体	<p>条例制定の前に、「いじめ防止基本方針」に対する共通理解を町や各学校の全職員に浸透させることが先ではないでしょうか。さらに、いじめ重大事態案件の決着が先です。条例を制定せずとも、基本は「いじめ防止基本方針」という全職員共通のガイドラインに立ち返る、でよいのではないかでしょうか。</p>
町の考え方		
<p>本町では、平成27年3月に大磯町いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等の取組みを進めています。策定から約10年が経過していますので、教育委員会及び各小中学校においては浸透していると認識しています。</p> <p>そして、今回制定を予定している条例で、大磯町いじめ基本方針及び町立の各小中学校にいじめ防止基本方針の策定を義務付けることで、いじめ防止基本方針</p>		

		の理解をより深めることにつながると考えています。
番号	条項等	ご意見
13	全体	<p>そもそも「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止基本方針」は、被害児童生徒とその保護者の痛みや苦しみを言語化・制度化したものです。また、被害・加害児童生徒を分け隔てることなく、「子どもの最善の利益」と明るくワクワクという感情設定をしなくても「子どもが幸せを感じること」が、大人が目指すものではないでしょうか。</p> <p>本来学校は、いじめをきっかけに登校できなくなってしまった子どもにとっても、家庭に次ぐ大切な世界でした。その子どもの気持ちを常に忘れずに、大人たちは今後について考えていきたいものです。</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>本条例を策定することで、前文、目的及び基本理念に掲げる「こどもたちをいじめから守ることで、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現する」ことをめざします。また、ご意見のとおり、学校が「こどもたちが幸せを感じる」場所となるよう町を挙げて取り組んでいこうとするものです。</p>
番号	条項等	ご意見
14	全体	<p>全国のさまざまな自治体でいじめに関する条例が作られています。条例を作つていじめ防止を呼び掛けることは、子どもやその保護者にとって安心感を得られることですが、今回の条例は今作るべきなのかと疑問を感じています。</p> <p>大磯町では報道されるようないじめ重大事態が発生しました。町議会でも長きにわたってそれに関する質問がなされていますが、議会での教育委員会の答弁を聞いても、学校や教育委員会の対応に対する疑念は払しょくされるどころか深まるばかりです。ですからいじめ重大事態の報告書の一日も早い公表が待たれます。その中で学校や教育委員会の対応がどう評価されているのか。そしてそれに対する再発防止策はどう提示されるのか。こここの部分が反映される条例を作るべきではないかと思います。</p> <p>私はいじめ重大事態被害者の保護者です。いじめ発生から5年以上経っていますが、被害を受けた子どもは不登校が続き、社会に心を閉ざしています。私の経験から言えることは、いじめ防止対策推進法や大磯町いじめ防止基本方針が守られていれば、私の子どもは楽しく学校に通っていたのではないかということです。残念ながら、学校の教員や教育委員会の職員の法令の理解が足りないと感じました。法律や方針がありながら私の子は救ってもらえませんでした。これから作られる条例もそうならないためには、寝屋川市のように、教育委員会や学校に対して実効性のある指導権限がある機関が必要だと感じます。</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p>

		<p>ご意見のとおり、大磯町立小学校のいじめ重大事態の報告書が提出された後に条例を制定することもひとつの考え方であると思いますが、町としては、このようないじめ重大事態案件を生じさせないためにも、早期に条例の制定が必要であると考えています。</p> <p>また、条例の中に、教育委員会や学校に対して実効性のある指導権限がある機関が必要であるとのご提案をいただきましたが、今回制定を予定している条例は、基本理念に規定するとおり、大磯町全体で一丸となっていじめの防止等に取り組み、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することに主眼を置き制定をめざしているものです。そのため、ご提案いただきました機関の設置に関しては規定していません。</p> <p>なお、大磯町立小学校のいじめ重大事態については、調査報告書の作成と公表がなされていない状況にありますが、これは教育委員会と調査委員会が、被害児童保護者のご要望に丁寧にお応えしながら調査を進めているためです。</p>
--	--	---

番号	条項等	ご意見
15	前文	<p>こどもの人権尊重を宣言している部分と、その尊厳を傷つけることは人権侵害であると明言している部分には賛成。その上で文末に「いじめ」を「行為」としてだけとらえる表現があるのには賛成できない。「いじめ」は現象あるいは環境としてとらえなければならず、もしその行為だけを抑え込むか、あるいは取り除こうとすれば、いじめを生み出している環境を治すことはできずにかえって「いじめを生み出す環境を作り出すことになります。</p> <p>したがってここは「…重大な人権侵害です。」や「…重大な人権侵害であり、決して起こしてはなりません。」などと書くべきと考えます。</p>
町の考え方		
いただいたご意見を参考に、「命までも奪ってしまう重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為です」を、「命までも奪ってしまう重大な人権侵害です」に改めます。		
なお、第3条の「基本理念」においても、同様に改めます。		

番号	条項等	ご意見
16	前文	<p>条例を読んで思ったことを書きます。</p> <p>前文3段 ① いじめが及ぼす結果について ② いじめを防止するための取り組み ③ 条例制定の目的</p> <p>子どもの権利の尊重しいじめから守る 夢や希望を抱く社会 健やかで心豊かに成長できる社会 安全で安心な社会 } 実現することを目指す</p>

		<p>この前文では、目的は3項目の社会の実現を目指すことであり、いじめをなくすること（実行不可能なことと思うが）は、その手段としてなっている。</p> <p>条例全体を読んでも、目的のことは語らず手段についてのみ語っている。</p> <p>まるで世の中の悪の根源は「いじめ」であるような考えである。</p> <p>この目的を本当に実現しようとするならば、「いじめ対応」よりも広い視野から子どもたちの生活を直視し夢や希望を奪っているもの 心豊かに成長できない原因 安全で安心できない社会の要因は何かを考えるべきでなかろうか。</p>
町の考え方		
今回制定を予定している条例は、こどもをいじめから守るために、いじめの防止等に取り組むことを基本理念としています。そして、その取組みの結果として、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することをめざすこととしています。		
番号	条項等	ご意見
17	第1条	<p>手段と目的が混同している。</p> <p>① 町、学校、保護者、町民の責務と役割を明らかにすること、② いじめに関する基本的な事項を定めることが目的と思う。</p> <p>この条例をどこまで読んでも、実現した社会へのアプローチ方法については語っていない。</p> <p>いじめ対応で終始しているので、本当の目的は①と②だと思う</p>
		町の考え方
		今回制定を予定している条例の目的は、いじめの防止等に係る基本理念を定め、町、学校や保護者などの役割を明らかにするとともに、いじめの防止等に係る基本的な事項を定めたうえでいじめの防止等に取り組むことで、こどもたちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現することをめざすこととしています。
番号	条項等	ご意見
18	第2条	<p>いじめ保護対象期間は義務教育修了で終わらずに、年齢制限なく全町民を対象とすることが必要だと考えます。条例案前文にも「…将来にわたって…確実に推進する必要があります」と掲げられています。いじめで受けた傷は、義務教育修了と同時に治癒するものではありません。回復には、苦しんだ年月だけかかると言われています。</p>
		町の考え方
		今回制定を予定している条例の対象は、大磯町内に居住する中学校に在籍する者までを対象としています。ご意見のとおり、いじめへの対処中に対象年齢を超えてしまう場合なども考えられますので、被害児童生徒に寄り添い、それぞれの状況に応じて適切に対応してまいります。

番号	条項等	ご意見
19	第2条 第1号	(1) いじめ 「いじめ防止対策推進法」の丸写し。 ・ 主観的になる危険性がある。 町の考え方 いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に規定する定義と整合を図ることが妥当であると考え、いじめ防止対策推進法と同様の定義としています。
番号	条項等	ご意見
20	第2条 第1号	子ども同士のいじめに大人の関与がないと言えるでしょうか。他自治体条例には、被害者は「子ども」としますが加害側は「子ども」に限定していないものがあります。きっかけとなつたいじめ重大事態案件を教訓とするなら、被害者・加害者ともに対象年齢を広くするべきではないでしょうか。 町の考え方 いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に規定する定義と整合を図ることが妥当であると考え、いじめ防止対策推進法と同様の定義としています。そのため、加害者側もこどもを想定しています。 ご意見のとおり、大人が関与することも当然に考えられますので、そのような場合は対処しないということではなく、いじめとは別の問題として解決に向けて取り組む考えでいます。
番号	条項等	ご意見
21	第2条 第2号 ～ 第4号	(2) 学校、(3) 町立小中学校、(4) 児童等 学校関係 ・ 私立や高等学校（具体的には、こいそ幼稚園、ステパノ学園、星槎学園、大磯高校など）を対象から外す理由が不明。 町の考え方 第2号の「学校」、第3号の「町立小中学校」及び第4号の「児童等」については、町立の小中学校、幼稚園及び保育所を対象として想定していますが、町立以外に通う中学校に在籍する者までは、第2条第5号に定義する「こども」に含まれますので、今回制定を予定している条例の対象となります。 また、町立以外の学校等へは、第17条により協力を求めることができるよう規定しています。 なお、今回制定を予定している条例では、町立の小中学校、幼稚園及び保育所を対象として想定したため、中学校に在籍する者までを対象としましたが、条例を運用している中で不都合が生じるようであれば、改正等を検討します。
番号	条項等	ご意見
22	第2条 第5号	(5) こども ・ 素直になぜ「ひらがな」と思います。一般的には「子ども」という表記が多いと思う。

		<ul style="list-style-type: none"> 第2項から第4項の対象となる者と同等の者 最初から「子ども」とすればよさそうなのに思う。 中学生までに限定する理由もよくわからない。 <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>令和5年4月に施行された「こども基本法」や、同年12月に策定された「こども大綱」との整合を図るため、「こども」としました。</p> <p>なお、今回制定を予定している条例では、町立の小中学校、幼稚園及び保育所を対象として想定したため、中学校に在籍する者までを対象としましたが、条例を運用している中で不都合が生じるようであれば、改正等を検討します。</p>
番号	条項等	ご意見
23	第2条 第6号 ～ 第8号	<p>(6) 保護者、(7) 町民、(8) 関係機関等では、対象が突然広がる。 ・ 整合性がない。</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>第6号の「保護者」、第7号の「町民」、第8号の「関係機関等」の定義については、他の地方公共団体の先行事例を参考にしていますので、整合性がないとは考えていません。</p>
番号	条項等	ご意見
24	第2条 第8号	<p>法務省設置のいじめ相談窓口があります。関係機関に「法務局」を明記してください。</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>法務局は、「その他のこどもに対するいじめの防止等に関する機関及び団体」に含まれます。</p>
番号	条項等	ご意見
25	第4条	<p>「こども」を権利の主体としてとらえていない。子どもの心理的発達を考えるとこのような、押し付け的「上目線」での表現はできないはず。</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>いじめは許されないことであり、いじめを行ってはならないという考えを明確にするとともに、強く訴えるべき規定であるという考え方のもと、このような表現としており押付けの意図はありません。</p> <p>なお、本条例素案の逐条解説にお示したとおり、年齢によっては善悪に対する判断を十分に行うことができない子どもがいることを考慮し、敢えて子どもの責務や役割という記載をせず、禁止事項と行うべき行為を訓示的に示しています。</p>
番号	条項等	ご意見
26	第5条 ～	第5条以下は「いじめ防止対策推進法」の写しのようですが、詳細がわからな い。

	第8条	<ul style="list-style-type: none"> 「責務」や「規範意識」ということが強調されているが、「いじめの要因」として過剰は「規範意識」が指摘されていることがある。また、「責務」の強要も同様に指摘されている。 <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>今回制定を予定している条例は、大磯町全体でこどもをいじめから守ることに主眼を置き、それぞれの責務を明らかにしていじめの防止等に取り組んでいくこととしています。</p> <p>第7条の「保護者の責務」には、「そのこどもに対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めます」と規定しています。</p> <p>責務及び規範意識については、ご意見にあるように過剰や強要につながることがないよう注意してまいります。</p>
番号	条項等	ご意見
27	第8条 第1項	<p>町民に何を求めるのかをわかりやすくするために、「こどもの見守りや声かけを行う等と明記してください。</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>ご意見のとおり、「声掛け」を加え、「地域におけるこどもの見守り等により」を、「地域におけるこどもの見守りや声掛け等により」に改めます。</p>
番号	条項等	ご意見
28	第8条 第2項	<p>「…速やかに町、学校又は関係機関等に情報を提供するよう…」の提供先に、「保護者」を加えてください。</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>ご意見のとおり、「保護者」を加え、「速やかに町、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めます」を、「速やかに町、学校、<u>保護者</u>又は関係機関等に情報を提供するよう努めます」に改めます。</p>
番号	条項等	ご意見
29	第10条 第11条	<p>第5条以下は「いじめ防止対策推進法」の写しのようですが、詳細がわからぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「教育委員会規則で定める」とあるが、具体的なことを記載するか、委員会規則を後出しではなく、同時にせぬのか。 <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>本町では、第10条に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置しておらず、現時点では設置する予定はありませんが、設置する際には、教育委員会規則により設置目的、所掌事務及び協議会委員数などの具体的な事項を定める予定です。</p> <p>なお、第11条に規定する「いじめ問題対策・調査委員会」は既に設置されており、教育委員会規則は制定済みです。</p>

番号	条項等	ご意見
30	第11条 第12条	<p>それと、対策委員会、調査委員会の客觀性、公平性はどのように担保されるのかが気になります。解説には「大学教授や弁護士、精神科医などの専門的知識や学識経験を有する者で構成し、親族など当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していない者」とありますが、人選の経緯については透明性を確保してほしいです。</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>本条例素案の逐条解説にお示ししたとおり、「いじめ問題対策・調査委員会」及び「いじめ問題再調査委員会」の委員は、公平性及び中立性の観点から、大学教授や弁護士、精神科医などの専門的知識や学識経験を有する者で構成し、親族など当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していない者（第三者）をもって構成することとしています。</p> <p>両委員会委員の具体的な選任方法は定めていませんが、町民の皆さまへの誤解を招くことのないよう、選任理由などを明確にしたうえで進めてまいります。</p>
番号	条項等	ご意見
31	第12条	<p>第5条以下は「いじめ防止対策推進法」の写しのようですが、詳細がわからぬ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「教育の独立性」をどのように担保するのか疑問。なぜ、教育委員会ではだめなのか。 <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>第12条の「いじめ問題再調査委員会」は、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づき設置する委員会です。現在の本町では、この委員会を第11条に規定する「いじめ問題対策・調査委員会」が兼ねています。</p> <p>そのため、「いじめ問題対策・調査委員会」がまとめた報告に対して町長が必要と認めた場合は、同じ案件に対して「いじめ問題対策・調査委員会」が再度調査を行うことになります。そのような状況を踏まえ、「教育の独立性」を犯すものではなく、より公平性及び中立性を確保する観点から、町長部局に「いじめ問題再調査委員会」を設置することを規定しています。</p>
番号	条項等	ご意見
32	第15条	<p>チラシやパンフレットの定期的配布だけではなく、大人に対する講演等の教育こそ必要だと思います。→（広報、啓発及び教育活動）</p> <p style="text-align: center;">町の考え方</p> <p>条例を制定し運用する際には、講演会等も企画させていただきます。</p>
番号	条項等	ご意見
33	第18条 ほか	この町は、地域規模による行政・町民同士の近しい関係性から、町長部局以外の第三者による判断が可能な機関に所管を設置した方がよいと考えます。

番号	条項等	町の考え方
		ご意見を踏まえ、条例を制定し運用する際には適切に対応してまいります。
ご意見		
34	その他	<p>「いじめ重大事態」を知る範囲でまとめてみた。</p> <p>「大磯町のいじめ問題を考える会」発行の時系列表によると2018年身体的特徴に関する悪口、暴力、所持品破損などの被害を受け担任（学校）に相談をした。</p> <p>しかし、その後も同様の「いじめ」行為が続き、2022年町外の学校へ転校を余儀なくされた。「いじめ」（いやがらせ）行為は、具体的に不明であるが、身体的特徴に関する悪口、暴力、所持品破損、トイレでの威嚇、給食配膳時の差別的扱いなどが文面にある。また、大磯町議会（2024年12月）での質問内容に「デブは給食食うな」とある。これが最も具体的な内容である。</p> <p>町や学校の対応として、学校は誠意ある対応をせずに加害保護者への対応をしていない。また教育部長は被害保護者に問題があるような発言をした。警察も不介入の態度をとった。これらのことから、被害保護者は学校や行政機関への不信感を募らせ、転校させることを決断した。</p> <p>文科省の「ガイドライン」では、事実関係が確定した段階ではなく「疑い」が生じた段階で「重大事態」として調査・対応することと定める。2018年の段階で、「疑い」と学校・教育委員会などが判断し調査・対応しなかったのはなぜか。この段階で、調査・対応をすれば、被害者・加害者そして関係する子どもが現在よりは良い結果を得ることができたのではと思うと非常に残念である。</p> <p>以前、レポートを書くために、教育員会議事録、学校評価などの文書を大磯町ホームページから読んだことがある。（記憶が定かでないが）18年から22年までの教育員会議事録や学校評価等からも「いじめ」の報告は件数のみで具体的な対応は見つけることができなかった。つまり「重大事態」の「疑い」は報告されていなかった。「なぜないのか。」当時の関係者に公式の場での説明を求めようと、誰もしようとしない。「大磯町のいじめ問題を考える会」は、このことを追求しようとしない。（私の知る限りでは、当時の町長にはしていない）</p> <p>今必要なことは、個々人の責任を追及することではなく、教訓をくみだし今後に生かすことではなかろうか。そのためには、2018年に戻り、学級の子どもたちの状況 「チーム学校」としての対応 学校運営協議会の対応 学校長の対応、教育委員会の対応、学校設置者（町長）の対応、保護者の対応（加害者、被害者、周囲）などを多角的に検討することが必要と考える。その際、専門家には見えない視点からも検討することが必要である。時には内容の公開も辞さない態度も大切ではないだろうか。</p> <p>条例ができたから安心ではなく、教訓を生かしあらゆる「いじめ」を減らす環境づくりとシステムを作ることが求められるのではなかろうか。また、「いじめ」</p>

		を減らすための発信を積極的にする姿勢が必要と考える。
		町の考え方
		<p>今回制定を予定している条例が制定された際には、条例を制定したことでの終わりではなく、学校の児童生徒や教職員、また、保護者などの関係者の方々に対して広報や啓発に努め、いじめを限りなくゼロに近づけるように取り組んでまいります。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、条例の施行前の段階で、学校の児童生徒や教職員、また、保護者などの関係者の方々への事前の広報や啓発が必要と考え、条例の施行日を当初予定していました令和7年4月1日から、令和7年10月1日に変更します。</p>